

第百回国会 内閣委員会 議録 第四号

昭和五十八年十一月十七日(木曜日)

午後零時四十九分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 愛野與一郎君 理事 佐藤 信二君

理事 堀之内久男君

青木 正久君 有馬 元治君

池田 行彦君 石井 一君

上草 義輝君 大村 襄治君

狩野 明男君 始岡 伊平君

中西 啓介君 中村正三郎君

堀内 光雄君 水平 豊彦君

宮崎 茂一君 与謝野 馨君

出席國務大臣

國務大臣 丹羽 兵助君

(總理府總務長官) 与謝野 馨君

國務大臣 谷川 和穗君

(防衛庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長 禿河 徹映君

兼内閣總理大臣 官房審議室長

人事院事務総局長 斧 誠之助君

給与局長 藤井 良二君

總理府人事局長 佐々 淳行君

防衛庁長官官房長 上野 隆史君

防衛庁人事教育局長

委員外の出席者

内閣委員会調査室長 緒方 良光君

委員の異動
十一月十七日

辭任

小沢 一郎君

小渡 三郎君

田名部匡省君

吹田 愷君

堀内 光雄君

山中 貞則君

同日

辭任

青木 正久君

大村 襄治君

中西 啓介君

中村正三郎君

水平 豊彦君

与謝野 馨君

補欠選任

中村正三郎君

水平 豊彦君

大村 襄治君

中西 啓介君

与謝野 馨君

青木 正久君

同日

補欠選任

山中 貞則君

田名部匡省君

吹田 愷君

小沢 一郎君

小渡 三郎君

堀内 光雄君

十月十三日

地域社会における公共サービスの向上のための

新社会システムの開発に関する法律案(塩出啓

典君外二名提出、参法第一号)(予)

十一月十六日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第九号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学

技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一一号)

十月十七日

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関

として指定に関する請願(足立篤郎君紹介)(第

四五七号)

同(愛野與一郎君紹介)(第四九七号)

同(吉田之久君紹介)(第四九八号)

人事院勧告の完全実施に関する請願(岩佐恵美

君紹介)(第四九二号)

同(榑利夫君紹介)(第四九三号)

同(中路雅弘君紹介)(第四九四号)

同(三谷秀治君紹介)(第四九五号)

旧満州国軍に服務した軍人等の処遇に関する請

願(堀内光雄君紹介)(第四九六号)

同(ミッドウェー艦載機の下総基地使用反対に関す

る請願(新村勝雄君紹介)(第五三四号)

同(同月十八日)

人事院勧告の完全実施に関する請願外三件(井

岡大治君紹介)(第六一四号)

同外一件(井上泉君紹介)(第六一五号)

同外一件(伊賀定盛君紹介)(第六一六号)

同(稲葉誠一君紹介)(第六一七号)

同外一件(岩垂寿喜男君紹介)(第六一八号)

同外一件(岡田利春君紹介)(第六一九号)

同(勝間田清一君紹介)(第六二〇号)

同外三件(串原義直君紹介)(第六二二号)

同外一件(新盛辰雄君紹介)(第六二二二号)

同(武部文君紹介)(第六二三号)

同外一件(塚田庄平君紹介)(第六二四号)

同外一件(戸田菊雄君紹介)(第六二五号)

同外一件(永井孝信君紹介)(第六二六号)

同外一件(馬場昇君紹介)(第六二七号)

同外一件(藤田高敏君紹介)(第六二八号)

同外三件(細谷治嘉君紹介)(第六二九号)

同外一件(武藤山治君紹介)(第六三〇号)

同(八木昇君紹介)(第六三二二号)

同(渡部行雄君紹介)(第六三三二号)

同(同月二十日)

人事院勧告完全実施に関する請願(青山丘君紹

介)(第七四五号)

同(稲富稜人君紹介)(第七四六号)

同(小沢貞孝君紹介)(第七四七号)

同(大内啓伍君紹介)(第七四八号)

同(岡田正勝君紹介)(第七四九号)

同(神田厚君紹介)(第七五〇号)

同(木下敬之助君紹介)(第七五一号)

同(小沢正義君紹介)(第七五二二号)

同(近藤豊君紹介)(第七五三三三号)

同(堀田晋君紹介)(第七五四四四号)

同(竹本孫一君紹介)(第七五五五五号)

同(玉置一弥君紹介)(第七五六六六号)

同(中井治君紹介)(第七五七七七号)

同(中野寛成君紹介)(第七五七八八号)

同(西村章三君紹介)(第七五九九九号)

同(林保夫君紹介)(第七六〇〇〇号)

同(部谷孝之君紹介)(第七六一一一号)

同(三浦隆君紹介)(第七六二二二号)

同(宮田早苗君紹介)(第七六三三三三号)

同(横手文雄君紹介)(第七六四四四四号)

同(吉田之久君紹介)(第七六五五五五号)

同(米沢隆君紹介)(第七六六六六六号)

人事院勧告の完全実施に関する請願(山花貞夫

君紹介)(第七六七七七号)

同(稲葉誠一君紹介)(第八四八号)
 同(大出俊君紹介)(第八四九号)
 同(大島弘君紹介)(第八五〇号)
 同(後藤茂君紹介)(第八五一号)
 同(高沢寅男君紹介)(第八五二号)
 同(田中恒利君紹介)(第八五三号)
 同(野口幸一君紹介)(第八五四号)
 同(日野市朗君紹介)(第八五五号)
 同(福岡義登君紹介)(第八五六号)
 同(前川且君紹介)(第八五七号)
 同(村山喜一君紹介)(第八五八号)
 同(八木昇君紹介)(第八五九号)
 同(矢山有作君紹介)(第八六〇号)
 同(山田耻目君紹介)(第八六一号)
 同(米田東吾君紹介)(第八六二号)
 同(旧軍人恩給改定等に関する請願(佐藤隆君紹介)(第八六三号)
 同(旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(根本龍太郎君紹介)(第八六四号)
 同(八月二十四日)
 同(旧軍人恩給改定等に関する請願(高島修君紹介)(第八六五号)
 同(三ツ林弥太郎君紹介)(第八六六号)
 同(森下元晴君紹介)(第八六七号)
 同(戸井田三郎君紹介)(第八六八号)
 同(中路雅弘君紹介)(第八六九号)
 同(外一件(村山達雄君紹介)(第八七〇号)
 同(旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(江藤隆美君紹介)(第八七一七号)
 同(砂田重民君紹介)(第八八八号)
 同(染谷誠君紹介)(第八八九号)

同(細田吉藏君紹介)(第九九〇号)
 同(山崎拓君紹介)(第九九一号)
 同(相沢英之君紹介)(第九九二号)
 同(亀井善之君紹介)(第九九三号)
 同(木下敬之助君紹介)(第九九四号)
 同(人事院勧告の完全実施に関する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第九九五号)
 同(井岡大治君紹介)(第九九六号)
 同(伊藤茂君紹介)(第九九七号)
 同(上原康助君紹介)(第九九八号)
 同(加藤万吉君紹介)(第九九九号)
 同(角屋堅次郎君紹介)(第一〇〇〇号)
 同(小林進君紹介)(第一〇〇一号)
 同(中西績介君紹介)(第一〇〇二号)
 同(佐藤謙君紹介)(第一〇〇三号)
 同(山本政弘君紹介)(第一〇〇四号)
 同(渡部行雄君紹介)(第一〇〇五号)
 同(井岡大治君紹介)(第一〇〇六号)
 同(井上一成君紹介)(第一〇〇七号)
 同(石橋政嗣君紹介)(第一〇〇八号)
 同(岩佐忠美君紹介)(第一〇〇九号)
 同(金子満広君紹介)(第一〇一〇号)
 同(木間章君紹介)(第一〇一一号)
 同(小林政子君紹介)(第一〇一二号)
 同(嶋崎讓君紹介)(第一〇一三号)
 同(下平正一君紹介)(第一〇一四号)
 同(鈴木強君紹介)(第一〇一五号)
 同(関晴正君紹介)(第一〇一六号)
 同(中路雅弘君紹介)(第一〇一七号)
 同(中島武敏君紹介)(第一〇一八号)
 同(不破哲三君紹介)(第一〇一九号)
 同(松本善明君紹介)(第一〇二〇号)
 同(渡部行雄君紹介)(第一〇二一号)
 同(渡辺貞君紹介)(第一〇二二号)
 戦後処理問題として在外預送金に関する請願

(中路雅弘君紹介)(第一〇九四号)
 人事院勧告完全実施に関する請願(天野光晴君紹介)(第一〇九八号)
 同(第一一八号)
 同(第一二五号)
 旧軍人恩給改定等に関する請願(堀之内久男君紹介)(第一一八号)
 同(第一二二号)
 同(渡辺敏三君紹介)(第一二二二号)
 同(人事院勧告の完全実施に関する請願(小川国彦君紹介)(第一二八三号)
 同(岡田利春君紹介)(第一二八四号)
 同(新村勝雄君紹介)(第一二八五号)
 同(田邊誠君紹介)(第一二八六号)
 同(竹内猛君紹介)(第一二八七号)
 同(野口幸一君紹介)(第一二八八号)
 同(堀昌雄君紹介)(第一二八九号)
 同(阿部助哉君紹介)(第一二九〇号)
 同(阿部未喜男君紹介)(第一二九一号)
 同(飛鳥田一雄君紹介)(第一二九二号)
 同(井上一成君紹介)(第一二九三号)
 同(井上泉君紹介)(第一二九四号)
 同(伊藤茂君紹介)(第一二九五号)
 同(上田哲君紹介)(第一二九六号)
 同(小川国彦君紹介)(第一二九七号)
 同(勝間田清一君紹介)(第一二九八号)
 同(川俣健二郎君紹介)(第一二九九号)
 同(串原義直君紹介)(第一三〇〇号)
 同(佐藤謙君紹介)(第一三〇一号)
 同(橋本次郎君紹介)(第一三〇二号)
 同(細谷治嘉君紹介)(第一三〇三号)
 同(水田稔君紹介)(第一三〇四号)
 同(武藤山治君紹介)(第一三〇五号)
 同(山花貞夫君紹介)(第一三〇六号)
 同(山本幸一君紹介)(第一三〇七号)
 同(山本政弘君紹介)(第一三〇八号)

同(米田東吾君紹介)(第一二九五号)
 同(旧軍人恩給改定等に関する請願(小沢辰男君紹介)(第一三五五号)
 同(大西正男君紹介)(第一四二九号)
 同(旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関として指定に関する請願(石井一君紹介)(第一三五六号)
 同(山花貞夫君紹介)(第一四八一号)
 同(人事院勧告の完全実施に関する請願(井岡大治君紹介)(第一三五七号)
 同(金子みづ君紹介)(第一三五八号)
 同(川本敏美君紹介)(第一三五九号)
 同(小林恒人君紹介)(第一三六〇号)
 同(清水勇君紹介)(第一三六一号)
 同(高沢寅男君紹介)(第一三六二号)
 同(塚田庄平君紹介)(第一三六三号)
 同(福岡義登君紹介)(第一三六四号)
 同(矢山有作君紹介)(第一三六五号)
 同(渡部行雄君紹介)(第一三六六号)
 同(上原康助君紹介)(第一三六七号)
 同(木島喜兵衛君紹介)(第一三六八号)
 同(久保等君紹介)(第一三六九号)
 同(小林進君紹介)(第一三七〇号)
 同(佐藤敬治君紹介)(第一三七一号)
 同(嶋崎讓君紹介)(第一三七二号)
 同(馬場昇君紹介)(第一三七三号)
 同(吉原米治君紹介)(第一三七四号)
 同(河上民雄君紹介)(第一三七五号)
 同(木間章君紹介)(第一三七六号)
 同(田中恒利君紹介)(第一三七七号)
 同(城地豊司君紹介)(第一三七八号)
 同(戸田菊雄君紹介)(第一三七九号)
 同(前川且君紹介)(第一三八〇号)

人事院勧告の完全実施に関する請願(大島弘君紹介)(第二六八二号)

同(金子みつ君紹介)(第二六八三号)

同(佐藤樹君紹介)(第二六八四号)

同(横山利秋君紹介)(第二六八五号)

同月十二日

旧軍人恩給改定等に関する請願外一件(田中角榮君紹介)(第二八六五号)

同(堀内光雄君紹介)(第二八六六号)

同外二件(八田貞義君紹介)(第二八六七号)

同(和田一仁君紹介)(第二八六八号)

同外十二件(龜岡高夫君紹介)(第二九四八号)

人事院勧告の完全実施に関する請願(小川省吾君紹介)(第二八六九号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

同(吉原米治君紹介)(第二八七〇号)

人事院勧告の完全実施に関する陳情書外十八件(岡山県御津郡建部町議会議長河本慶吉外十八名)(第二二二一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

閣提出第一号)

〔本号末尾に掲載〕

○丹羽國務大臣 たいだいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、一括してその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月五日、一般職の職員の給与について、俸給及び諸手当の改定等と内容とする人事院勧告が行われました。政府としては、その内容を検討した結果、本年四月一日から平均二%の改定を行い、その配分については、人事院勧告の趣旨に沿って措置することとし、このたび、一般職の職員の給与に関する法律について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げることとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十万九千五百円に引き上げるとともに、いわゆる医系教官等に対する支給月額の限度額を四万百円に引き上げることとしたしております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万二千三百円に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてそれぞれ三千八百円に引き上げ、この場合において、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人について

八千三百円に引き上げることとしたしております。

第四に、住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額六千八百円に引き上げることとしたしております。

第五に、通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する全額支給の限度額を月額一万七千六百円に引き上げ、全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額二千八百円に引き上げるとともに、自転車等を使用して通勤する職員に対する支給月額を引き上げることとしたしております。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、引き上げることとしたしております。

第六に、期末手当及び勤労手当について、その支給日を基準日から一月以内で人事院規則で定める日とすることとしたしております。

第七に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万二千七百円に引き上げることとしたしております。

以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定することとしたしております。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、たいだいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

閣提出第一号)

昭和五十九年度防衛予算の増額反対に関する陳情書(撰津市議会議長庄司正臣)(第一九三三号)

十一月七日

旧軍人・軍属恩給欠格者に対する恩給法等の改善に関する陳情書(結城市議会議長古山林平)(第二二〇号)

同(第二二〇号)

同(第二二〇号)

同(第二二〇号)

明申上げます。

第一に、特別職の職員は俸給月額を引き上げることといたしております。具体的には、内閣総理大臣の俸給月額は百五十八万円、国務大臣等の俸給月額は百十五万二千円、内閣法制局長官等の俸給月額は百十万円とし、その他政務次官以下の俸給月額については、一般職の職員に指定職俸給表の改定に準じ、九十三万八千円から八十一万四千円の範囲内で改定することといたしております。

また、大使及び公使については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は百十五万二千円、大使五号俸は百十万円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員に指定職俸給表の改定に準じ、九十二万八千円から六十万三千円の範囲内で改定することといたしております。

なお、秘書官については、一般職の職員に給与改定に準じてその俸給月額を引き上げることとしたしております。

第二に、委員手当については、委員会の常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を四万円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万二千七百円にそれぞれ引き上げることといたしております。

第三に、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、当分の間、なお従前の額とすることといたしております。

第四に、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を九十二万八千円に引き上げることといたしております。

以上のほか、附則においては、この法律の施行期日、適用日等について規定するとともに、関係法律について所要の規定の整理を行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○橋口委員長 次に、谷川防衛庁長官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○谷川国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うものである。

防衛庁職員の給与の改定につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員に給与改定の例に準じて改定を行うとともに、営外手当についても改定することといたします。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用することとしております。以上のほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置について規定しております。

なお、一般職の職員に給与に関する法律の規定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給並びに扶養手当、通勤手当、住居手当及び初任給調整手当等並びに期末手当及び勤勉手当の支給日につきましては、一般職の職員と同様の改定等が防衛庁職員についても行われること

となりまして。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○橋口委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

○橋口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。佐藤信二君。

○佐藤(信)委員 八月五日に人事院の勧告がなされましたが、それについてお聞きしたいと思います。

初めに、政府としては人事院の勧告の取り扱いについて慎重に検討され、今回の処置が決定されたと思っておりますが、今回の決定に至る経緯並びに平均二%とした理由について御答弁願いたいと思っております。

○丹羽国務大臣 先生のお尋ねにお答えさせていただきます。

政府は、八月五日に人事院から本年度の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告を受けて以来、勧告当日の八月五日、八月二十六日、九月九日、十月七日及び十月二十日の五回にわたって給与関係閣僚会議を開催いたし、勧告の取り扱いについては昨年のようなことはしないことを前提として検討を重ねたものでございます。

私は国会議において、人事院勧告を尊重するという基本姿勢に立ち、労働基本権の制約、これまで維持されてきた良好な労使関係、職員の生活及び士気への影響、職場秩序の維持等の観点から、勧告の実施に向けて最大限の努力を払うべきこと

を繰り返して申し上げてまいりました。

しかし一方、現在の御承知のような財政事情は、例年予想されるやむを得ない追加財政需要だけでもこれを賄う財源のめどがつけがたいといった異例に厳しいものがあり、また、わが国の経済社会情勢、国民的課題である行財政改革が推進される中から国民世論の動向等についても考慮を払う必要があったのであります。

政府としては、このような諸般の事情を踏まえて、さらには昨年給与改定を見送ったことにより生じた官民の較差を本年度において少しでも縮小するよう配慮する必要があること等を総合的に勘案いたしまして、やむを得ない措置として本年四月一日から平均二%の給与改定を行うこととしたのであります。

これが先生のお尋ねに対する政府側のお答えでございます。

○佐藤(信)委員 現在のが国の財政事情、経済社会情勢、また公務員に対する厳しい国民の声などを考えますと、人事院勧告をそのとおり実施できなかつたという理由、御事情も理解できないものではございませんが、いま御答弁のように、この法律が成立するとすると三年連続して抑制が続くということになるわけであります。過去三十年間にわたって定着して、完結してきた人事院勧告制度が揺らぐということにもなりかねない事態だろうと思うわけでございます。

これに対して、政府としては人事院勧告制度を維持し尊重していくという基本方針を変更する考え方はお持ちなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○丹羽国務大臣 ただいまのお尋ね、これは大変大切な、重要な御質問でございますから、政府の考えをここで明らかに申し述べさせていただきます。政府のお答えにさせていただきますと思っておりますが、政府

自身は、人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置の一つであることから、これは尊重されるべきものであるという従来からの基本姿勢は変わっておりません。しかしながら本年度においては、人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立つてその実施に向けて最大限の努力をしたところでありますが、異例に厳しい財政事情、現下の経済社会情勢、国民的課題である行政改革が推進されている中における国民世論の動向、昨年度給与改定を見送ったこと等により生じた官民の較差を本年度において少しでも縮小するように配慮する必要があること等を総合的に勘案して、政府として考えられるべき限りの努力を払った上で、やむを得ない措置として平均二%の給与改定を行うこととしたのでございます。

さらに、政府としては、今後においても勧告制度を維持し尊重するという基本方針は堅持してまいる所存であります。勧告制度を見直す考えは持っておりません。

○佐藤(信)委員 たいま総務長官の御答弁のように、従来からの人事院勧告制度を尊重するという基本方針は変更がないというはつきりした御答弁でございましたが、来年度以降については、現在残っているこの官民の較差というものは、これについて政府は解消していく考えがあるのかどうか、そしてそのことは、公務員が将来に対して大変不安を抱いているということでございますから、この点を重ねて明らかにしていただきたい、かように思います。

○丹羽国務大臣 この御質問も、国家公務員、国のために仕事をさせていただく公務員にとっては大変関心の深いことであり、いま先生の御指摘のようにならぬことを願うところでございます。これから、これまた政府の考えをここでひとつ明らかに申し上げて、そうして先生へのお答えにさせていただきます。

いただきたい、こう考えております。

本年度の措置でございますが、人事院勧告を尊重するという基本姿勢に立つて、昨年給与改定を見送ったことにより生じた官民の較差を本年度において少しでも縮小するよう配慮する必要がありますこと等を考慮して、厳しい環境のもとにおける政府としてのできる限りの努力を払った上でやむを得ずとったものでございます。これには、受け側からいけば、いろいろ努力が足らぬとかあまたおかしやいますけれども、しかし、政府としては考えられることの最大限の努力をして、もうすべの方法を考えたところの措置でございます。最大限の努力をしたということは、誠心誠意申し上げられると思っております。

政府としては、いまお尋ねの来年度以降の人事院勧告については、勧告が出された段階においていわゆる官民較差の積み残し分の解消を含めて勧告の実施に最大限の努力を尽くしてまいる考えでございます。その姿勢は、今回の二%の中にもちゃんとあらわしておるつもりでございます。

以上申し上げて、お答えにさせていただきます。○佐藤(信)委員 今回の人勅に対する政府の取り扱い、いかに苦慮されたか、また、特に総理府は人事院勧告制度と財政難というはさまにあつて御苦労が多かつたこと、その中であつて今回の措置がされたこと、高く評価をするものでございますが、一つだけお願いをしておきたいのは、毎年予算、このときに人件費を一%計上しているというものがここ三年間続いている、このことは来年度の予算決定の際に再検討していただきたい、このことを御要望申し上げます。

次の質問に移りますが、それは、いまの人事院の方における勧告が国家公務員の方は抑制されたわけでございますが、公企体の職員に対する仲裁

裁定、これは議決案件でございます。そこで、公企体職員のいわゆるポナスについて仲裁裁定と人勅との取り扱ひの差を反映すべきだという意見があるように聞いておりますが、この点につきましてはどういうふうにお考えか、お願いしたいと思います。

○糸河政府委員 三公社四現業の公企体等職員のポナスにつきましては、これは労使間の交渉によつて決定されるべき問題でございます。しかし、各公企体法等の法律の規定によりまして、公企体等職員の給与は、国家公務員給与、民間賃金その他の事情を考慮して決定しなければならぬ、このように定められておりますことから、ただいま御指摘がございませうな御意見がございませうことは、私も承知いたしております。

また、昨年度におきましては国家公務員の給与改定が見送られました。各公企体等におきましては、ポナスに關しそのことも踏まえまして労使交渉が行われ、各公企体等の事情に應じた措置がとられたものと承知いたしております。

こういう事情もございませうし、また先ほどの御意見もございませうが、いざにいたしましては、もういさか経緯というものを考慮した上で今後労使間で交渉が行われ、国民の理解が得られるような決定がなされることを私も期待いたしております。

○佐藤(信)委員 内閣総理大臣とか国務大臣等の給与については、ここ数年厳しい情勢からずつと据え置かれてきたと私は理解しているわけでございますが、今回一般職員と同様に給与の改定というものがいま上程されたわけでございますが、いづゆるこの理由というものをお聞かせ願いたいと思ひます。

○丹羽国務大臣 たいまお尋ねの、内閣総理大臣とか国務大臣の給与についてどう考えておるか

ということでございますが、この点も明らかに御説明申し上げて答弁にかえさせていただきます。と思ひますが、内閣総理大臣及び国務大臣等の給与については、ただいま先生御指摘のとおり、昭和五十二年に改定して以降現在まで、厳しい社会経済情勢等を勘案して五年間据え置かれてきたのでございます。しかし公務員の給与は、本来その官職の職務と責任の度合いを考慮するほか、一般職及び特別職内部の均衡等を考慮して決定すべきものでございまして、給与体系上のバランスを図る必要があるため、今回、内閣総理大臣及び国務大臣等の給与を一般職に準じて改正したものであります。

なお、今回の給与法が改定された場合には、内閣総理大臣及び国務大臣は、昨年十二月より行つてきた給与の一部返納に加えて今回の給与改定分についても当分の間返納する旨を、去る十一月十一日の閣議で総理から御発言により申し合わせているのでございます。

以上申し上げて、答弁にさせていただきます。○佐藤(信)委員 総理府の人事局長と、それから人事院の給与局長さんにお聞きしたいと思ひますが、今回は政府において独自の給与法、俸給表というものを作成したわけでございますが、まず、それは実際具体的にはどういふふうな考え方でなされたかということと同時に、やはり実際に給与法を運営なさる人事院はどういふふうにお考えになつておられるか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○藤井(良)政府委員 政府といたしましては、今回の給与改定につきましては、人事院勧告を尊重するという基本的姿勢に立つて、その実施に向けて最大限の努力を行つてきたところでございまして、異例に厳しい財政事情から、やむを得ない措置として二%の改定を行うこととしたものであり

ます。このように最大限の努力をした上で抑制せざるを得ない場合には、政府においてその権限に基づいて責任を持ってその取り扱いを決定し、国会に法律案として提出することができるものと考へておられます。

今回の俸給表は、人事院勧告を尊重するという基本姿勢から、その趣旨を踏まえまして作成したものでございます。具体的には、本年八月五日に行われた人事院勧告を基礎といたしまして、勧告に示された引き上げ額を平均二%の給与改定率に合わせまして比例的に圧縮して処理した上、従来から維持されてまいりております給与秩序及び職員間の均衡等にも十分に配慮して作成したものでございます。

○**幹政府委員** 人事院といたしましては、従来から、給与勧告制度の趣旨を御理解いただきまして完全実施をぜひお願いしたいというのを切望してまいりてまいりてでございます。したがって、この法案のような措置の結論になりましたということにつきましては、私どもとしては大変残念であると思ひ上げております。したがって、御留意をいただきまして審議をお願いしたいと思います。

しかしながら、人事院は給与の所管、運用を行つておる役所でございます。したがって、この法案が成立いたしますと、その責任上、人事院規則を直ちに制定する、それから各省に對してこの給与法の運用についての周知を図ること等をいたしたいと思ひおるとでございます。

○**佐藤(信)委員** 最後に、防衛庁長官にお尋ねをして質問を終わりたいと思ひますが、国家公務員の給与の改定は平均二%ということになつたわけでございますが、防衛庁の職員の給与の改定とい

う問題、これについてどういふふうにお考えになつておられるのか。自衛官の給与改定というものは特別に配慮すべきではないかと思ひますが、その点いかがでございますか。

○**谷川國務大臣** 特に自衛官の給与の改定につきましては、その任務の特殊性から、防衛庁といつたしましては最重要な施策の一つとして今日までいろいろ努力をされておるわけでございます。

今回の給与決定に当たりましては、国家公務員の給与改定について人事院勧告がございまして、政府部内において慎重に検討した結果去る十月二十一日の閣議によつて決定されたものでございまして、防衛庁といたしまして、この閣議決定の趣旨によつて一般職の職員の給与改定に準じて防衛庁職員並びに自衛官の隊員の給与について決定をしたわけでございますが、昭和五十八年度の国家公務員の給与改定につきましては、現下の経済社会情勢、異例に厳しい財政事情、あるいは国民的課題でありますところの行財政改革が推進されておる中におきますところの国民世論の動向、こういったことを総合的に勘案をいたしまして五十八年四月一日から平均二%の改定を行うことが決定されたものでございまして、隊員の処遇を預かる者としては、この決定そのものにつきましては、これは閣議決定に従つて準じておることではござい

ますが、現下の諸情勢を勘案をいたしまして諸般の状況からやむを得ない、こういうふうな理解をいたしておるところでございます。

○**佐藤(信)委員** 以上をもつて質問を終わります。ありがとうございました。

○**橋口委員長** これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○**橋口委員長** これより討論に入るのであります

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**橋口委員長** 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**橋口委員長** 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**橋口委員長** 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○**橋口委員長** 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十二分散会

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の第三項第一号中「二十万五千円」を「二十万九千五百円」に改め、同項第二号中「三万九千五百円」を「四万百円」に改める。

第十一条第三項中「二万二千元」を「二万二千三百円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「八千円」を「八千三百円」に改める。

第十二条の七第二項第一号ロ中「六千五百円」を超えるときは、「六千五百円」を「六千八百円」を超えるときは、「六千八百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万七千元」を「一万七千六百円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同項第二号中「二千二百円」を「二千四百円」に、「四千五百円」を「四千七百円」に、「六千四百円」を「六千四百円」に、「七千八百円」を「八千二百円」に改め、同項第三号中「一万七千元」を「一万七千六百円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改め

第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項中「から起算して十五日をこえない範囲内において」を「の属する月の」に改める。

第二十一条第一項中「二万二千三百円」を「二万二千七百円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	302,400	234,800	—	—	—	121,400	104,000	—
2	315,200	244,600	209,000	177,300	148,300	127,600	109,100	85,100
3	327,900	254,500	217,000	184,700	155,000	133,900	114,900	87,700
4	340,700	264,400	225,100	192,300	161,700	140,200	121,300	90,500
5	353,400	274,500	233,300	200,000	168,800	146,700	127,100	93,400
6	366,100	284,700	241,700	207,600	176,100	152,900	131,900	96,600
7	378,700	294,900	250,200	215,200	183,200	159,100	136,600	100,200
8	391,300	304,800	258,700	222,900	190,200	165,200	141,200	104,000
9	403,800	314,700	267,200	230,600	197,100	170,300	145,300	107,600
10	416,100	324,300	275,600	238,500	203,800	175,400	149,100	110,900
11	425,700	333,600	283,900	246,400	210,400	180,400	152,800	113,900
12	431,800	342,700	292,200	254,400	217,000	185,300	156,300	116,500
13	437,900	350,700	300,500	262,500	223,500	190,200	159,900	119,200
14	443,500	356,900	308,300	270,300	229,700	194,500	162,600	121,400
15	448,300	363,000	316,000	277,500	235,700	198,700	165,300	123,600
16		367,300	322,200	284,400	241,200	202,900	168,000	125,700
17			328,000	290,000	246,500	206,700	170,500	127,300
18			331,900	295,100	250,400	209,900	172,900	
19			335,700	298,800	253,800	212,900	174,900	
20			339,500	302,400	257,000	215,200		
21				306,000	259,500	217,500		
22				309,600	261,900	219,700		
23				313,200	264,300	221,900		
24					266,700	224,100		
25					269,100			
26					271,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	173,500	146,600	120,200	106,200	85,800	76,600
2	179,300	151,800	125,400	110,800	88,400	78,900
3	185,100	157,200	130,600	115,400	91,300	81,100
4	191,000	162,600	136,000	120,200	94,300	83,500
5	197,300	168,000	141,300	124,900	97,700	85,800
6	203,600	173,500	146,600	129,600	101,600	88,300
7	210,300	178,900	151,500	134,200	106,200	91,100
8	217,000	184,300	156,400	138,700	110,800	94,000
9	223,700	189,600	161,300	143,100	115,300	97,300
10	230,300	194,400	166,200	147,500	119,800	101,000
11	236,900	199,200	170,500	151,800	124,100	104,900
12	243,600	204,000	174,800	155,900	128,200	108,900
13	250,100	208,700	179,100	160,000	132,000	112,900
14	256,500	213,400	183,300	163,800	135,600	116,800
15	262,100	217,900	187,500	167,500	138,800	120,300
16	267,700	222,500	191,500	170,800	141,500	123,500
17	273,200	226,900	195,600	174,100	144,100	126,700
18	278,600	231,200	199,700	177,200	146,600	129,100
19	283,400	235,500	203,600	180,300	149,200	131,400
20	288,000	239,600	207,100	182,700	151,500	133,700
21	292,000	243,400	209,900	184,700	153,500	135,600
22	296,000	247,100	212,300	186,700	155,400	137,500
23	300,000	250,400	214,600	188,700	157,300	139,400
24	303,300	253,700	216,600	190,600	159,200	141,300
25		256,100	218,600	192,500	161,000	143,200
26			220,600			145,100
27			222,600			146,900
28			224,600			148,700
29						150,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表（第六条関係）

職務の等級 号 俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 315,400	円 264,400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 139,600	円 117,900	円 —
2	325,400	274,500	247,700	231,200	199,900	169,300	146,200	123,900	94,300
3	335,500	284,700	256,000	239,400	207,300	176,600	152,900	130,000	97,900
4	345,600	294,900	264,400	247,700	214,700	183,900	159,400	136,500	101,800
5	355,800	304,800	273,300	256,000	222,900	191,300	165,800	141,800	106,200
6	366,100	314,700	282,000	264,400	231,200	198,600	171,800	146,100	110,600
7	378,700	324,200	290,600	273,000	239,400	206,000	177,800	150,000	115,100
8	391,300	332,800	299,200	281,700	247,700	213,300	182,800	153,200	118,900
9	403,800	341,400	307,800	290,300	255,900	220,200	187,600	156,500	121,500
10	416,100	349,700	316,300	298,900	264,200	227,100	192,300	159,800	123,900
11	425,700	358,000	324,800	307,400	272,400	233,900	196,800	163,000	126,200
12	431,800	366,300	333,100	315,900	280,700	240,600	201,400	166,000	128,100
13	437,900	374,400	341,300	324,300	288,900	247,300	205,400	169,000	130,000
14	443,500	382,600	349,400	332,500	297,000	252,100	209,100	171,800	131,900
15	448,300	390,500	357,500	340,600	305,200	256,200	212,200	173,900	133,500
16		397,900	365,100	347,900	313,200	260,300	215,300		
17		402,300	372,600	354,200	318,800	264,200	217,500		
18			376,700	358,100	324,100	267,300			
19			380,800	361,900	328,900	270,300			
20				365,700	332,500	272,700			
21					336,100	275,100			
22					339,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(-)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	315,400	264,400					120,300	106,600	
2	325,400	274,500	247,700	231,200	199,900	155,300	127,300	110,700	98,400
3	335,500	284,700	256,000	239,400	207,300	162,400	134,300	114,800	102,300
4	345,600	294,900	264,400	247,700	214,700	169,700	141,300	120,000	106,400
5	355,800	304,800	273,300	256,000	222,900	177,000	148,400	126,800	110,500
6	366,100	314,700	282,000	264,400	231,200	184,400	154,900	133,600	114,600
7	378,700	324,200	290,600	273,000	239,400	191,900	161,400	140,300	119,700
8	391,300	332,800	299,200	281,700	247,700	199,300	167,900	146,900	126,100
9	403,800	341,400	307,800	290,300	255,900	206,600	174,300	153,000	132,600
10	416,100	349,700	316,300	298,900	264,200	213,900	180,800	159,000	139,200
11	425,700	358,000	324,800	307,400	272,400	220,900	187,200	165,200	145,700
12	431,800	366,300	333,100	315,900	280,700	227,800	193,600	171,500	151,600
13	437,900	374,400	341,300	324,300	288,900	234,700	199,900	177,800	157,600
14	443,500	382,600	349,400	332,500	297,000	241,400	206,100	184,100	163,800
15	448,300	390,500	357,500	340,600	305,200	248,000	212,200	190,300	169,900
16		397,900	365,100	347,900	313,200	254,400	218,300	196,400	176,100
17		402,300	372,600	354,200	318,800	260,800	224,500	202,200	182,200
18			376,700	358,100	324,100	267,200	230,700	207,800	187,900
19			380,800	361,900	328,900	273,600	237,100	213,400	193,300
20				365,700	332,500	279,500	243,500	219,000	198,600
21					336,100	285,100	249,900	224,600	203,900
22					339,700	290,700	256,300	230,200	209,100
23					343,300	296,200	262,700	235,800	214,400
24						301,200	268,600	241,400	219,700
25						304,500	274,200	247,000	225,000
26						307,500	279,800	252,500	230,300
27						310,500	285,300	257,700	235,500
28						313,500	290,300	262,900	240,300
29						316,500	293,600	267,400	245,100
30							296,600	271,800	249,000
31							299,600	276,000	252,800
32							302,500	278,700	256,600
33							305,400	281,400	260,400
34									263,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(ニ)

職務の等級 号 俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	315,400	264,400	—	—	—	—	139,600	117,900	—
2	325,400	274,500	247,700	231,200	199,900	169,300	146,200	123,900	94,300
3	335,500	284,700	256,000	239,400	207,300	176,600	152,900	130,000	97,900
4	345,600	294,900	264,400	247,700	214,700	183,900	159,400	136,500	102,000
5	355,800	304,800	273,300	256,000	222,900	191,300	165,800	141,800	106,700
6	366,100	314,700	282,000	264,400	231,200	198,600	171,800	146,700	111,500
7	378,700	324,200	290,600	273,000	239,400	206,000	177,800	151,500	116,400
8	391,300	332,800	299,200	281,700	247,700	213,300	183,100	156,200	120,800
9	403,800	341,400	307,800	290,300	255,900	220,200	188,400	160,700	125,000
10	416,100	349,700	316,300	298,900	264,200	227,100	193,600	164,900	128,800
11	425,700	358,000	324,800	307,400	272,400	233,900	198,700	169,200	132,500
12	431,800	366,300	333,100	315,900	280,700	240,600	203,600	173,400	136,100
13	437,900	374,400	341,300	324,300	288,900	247,300	208,400	177,700	139,700
14	443,500	382,600	349,400	332,500	297,000	252,900	213,200	182,000	143,100
15	448,300	390,500	357,500	340,600	305,200	257,700	217,900	185,800	146,500
16		397,900	365,100	347,900	313,200	262,400	221,900	189,500	149,900
17		402,300	372,600	354,200	318,800	266,900	226,000	192,700	153,200
18			376,700	358,100	324,100	270,200	229,600	195,900	156,100
19			380,800	361,900	328,900	273,200	232,700	198,000	158,900
20				365,700	332,500	275,700	234,900		161,600
21					336,100	278,100	237,100		164,200
22					339,700	280,500	239,300		166,200
23							241,500		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の等級	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	302,100	248,000	202,900	168,300	130,000	—
2	313,300	258,800	211,900	176,300	136,800	100,500
3	324,500	269,600	220,900	184,500	144,300	105,200
4	335,700	280,400	229,900	192,700	151,800	111,200
5	346,700	291,000	238,700	201,000	159,100	117,200
6	357,400	301,500	247,400	208,800	166,100	123,200
7	368,100	312,000	256,200	216,500	172,400	129,200
8	378,700	322,200	264,400	223,900	178,600	135,200
9	389,200	332,300	272,500	231,100	184,700	141,100
10	398,400	342,300	279,900	238,000	190,700	146,900
11	407,100	351,700	287,200	244,700	196,200	152,300
12	414,400	360,600	294,500	251,300	201,200	156,200
13	421,500	369,400	301,800	257,600	206,200	159,800
14	428,500	377,500	308,900	263,900	211,000	163,200
15	434,500	384,700	315,600	270,100	215,600	166,600
16	439,900	391,100	321,900	276,200	219,900	169,600
17	444,500	397,400	328,200	282,100	224,200	172,600
18		403,000	332,900	287,600	227,500	175,600
19		407,100	336,700	291,000		178,500
20			340,400	294,400		180,600
21			344,100			
22			347,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	199,600 円	161,400 円	131,800 円	106,900 円	87,100 円
2	206,000	167,800	137,300	111,200	89,400
3	212,400	174,300	142,900	116,100	91,900
4	218,900	180,700	148,600	121,200	94,900
5	225,300	187,100	154,900	126,300	98,500
6	231,800	193,500	161,200	131,400	102,300
7	238,500	199,600	167,500	136,600	106,600
8	245,500	205,200	173,900	141,800	110,900
9	252,400	210,700	180,200	147,100	115,500
10	259,300	215,900	186,400	152,500	120,500
11	266,200	221,100	192,300	157,800	125,500
12	273,100	226,200	197,300	163,100	130,500
13	280,000	231,200	202,300	168,100	135,600
14	286,700	236,200	207,300	173,100	140,600
15	293,000	241,200	211,900	177,900	145,100
16	298,800	246,200	216,400	182,600	149,600
17	304,500	251,000	220,500	187,200	153,900
18	310,100	255,800	224,600	191,500	158,200
19	315,100	260,500	228,400	195,800	162,400
20	320,100	264,600	231,800	199,500	166,100
21	324,400	268,600	234,700	202,700	168,900
22	328,600	271,500	237,400	205,600	171,500
23	332,800	274,400	240,000	208,300	173,500
24	336,300	277,300	242,200	210,800	
25		280,200	244,400	212,900	
26			246,600		
27			248,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 169,100	円 123,100	円 100,100
2	—	197,000	176,700	130,700	104,500
3	253,100	205,900	184,500	138,300	109,200
4	262,700	214,700	192,300	146,000	115,000
5	272,400	223,600	200,500	153,700	120,900
6	282,100	232,500	208,700	161,300	127,500
7	291,800	241,500	217,000	169,000	134,100
8	301,400	250,500	225,300	176,600	141,100
9	311,100	259,600	233,500	184,300	148,100
10	320,900	268,400	241,600	191,900	155,300
11	330,700	277,100	249,500	199,500	162,400
12	340,500	285,400	257,400	207,000	169,200
13	350,300	293,000	265,300	214,300	175,700
14	360,100	300,300	273,100	220,600	181,700
15	370,000	307,600	280,300	227,000	187,500
16	379,900	314,600	287,500	232,600	193,100
17	389,800	321,400	294,700	238,200	198,400
18	399,300	328,300	301,500	243,700	203,600
19	407,700	335,100	308,300	249,100	208,700
20	416,200	341,700	315,200	254,500	213,700
21	424,700	347,700	321,700	259,800	218,400
22	432,600	353,700	328,100	265,100	223,100
23	439,800	359,700	334,000	270,100	227,600
24	445,300	365,100	339,300	275,000	232,000
25	450,100	370,500	343,200	279,700	235,500
26	454,900	375,400	346,400	283,900	238,900
27		378,900		287,200	242,200
28				290,300	245,500
29				293,300	248,000
30					250,400

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の 等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 294,200	円 —	円 110,200	円 —
2	302,700	216,600	115,700	92,800
3	311,100	224,500	122,300	96,100
4	319,600	232,500	129,000	100,000
5	328,000	240,400	135,700	104,000
6	336,500	248,300	142,300	108,700
7	344,900	256,400	149,000	114,000
8	353,400	264,400	155,500	119,900
9	361,900	272,500	162,000	126,200
10	370,100	280,500	168,600	132,600
11	378,000	288,500	175,200	139,000
12	385,500	296,400	182,100	145,300
13	392,600	304,300	189,700	151,500
14	399,600	312,000	197,400	157,700
15	404,200	319,600	205,300	163,800
16		327,100	213,100	169,900
17		334,700	220,700	176,100
18		342,200	228,400	182,200
19		349,600	235,900	188,300
20		357,000	243,500	194,200
21		363,600	251,200	199,500
22		370,100	258,700	204,700
23		376,400	266,200	209,600
24		382,800	273,800	214,300
25		387,000	281,200	218,900
26			288,000	223,500
27			294,600	228,000
28			301,200	232,300
29			307,800	236,200
30			314,400	240,100
31			320,100	243,300
32			325,600	246,400
33			330,300	249,400
34			334,500	252,200
35			338,600	254,400
36			342,600	
37			345,600	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	291,300	—	100,000	—
2	298,800	184,600	105,100	92,800
3	306,200	192,600	110,200	96,100
4	313,800	200,600	115,700	100,000
5	321,300	208,700	122,300	104,000
6	328,600	216,600	129,000	108,700
7	336,000	224,500	135,700	114,000
8	343,200	232,500	142,300	119,900
9	349,800	240,400	149,000	126,200
10	356,500	248,300	155,500	132,500
11	362,400	256,300	162,000	138,800
12	368,300	264,100	168,600	144,900
13	373,100	271,300	175,200	150,800
14	377,900	278,500	182,100	156,500
15	382,000	285,600	189,700	162,200
16		292,600	197,400	167,700
17		299,500	205,300	173,100
18		306,300	213,100	178,400
19		313,100	220,700	183,600
20		319,900	228,400	188,700
21		326,600	235,900	193,400
22		332,800	243,400	197,800
23		338,600	251,000	202,200
24		343,800	258,400	206,100
25		348,300	265,200	209,900
26		352,000	271,800	212,900
27		355,000	278,500	215,900
28		358,000	284,600	218,500
29		361,000	290,500	220,800
30			296,200	223,000
31			301,700	225,100
32			307,200	
33			312,000	
34			316,800	
35			321,100	
36			324,800	
37			328,500	
38			332,200	
39			334,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円 330,600	円 —	円 169,100	円 131,700	円 104,000
2	340,400	214,700	176,700	138,900	110,100
3	350,200	223,600	184,500	146,300	116,500
4	360,000	232,500	192,300	153,900	123,100
5	369,900	241,500	200,500	161,400	129,900
6	379,800	250,500	208,700	169,000	136,800
7	389,700	259,600	217,200	176,600	143,700
8	399,300	268,400	225,700	184,300	150,700
9	407,700	277,100	234,500	191,900	157,700
10	416,200	285,400	243,500	199,600	164,700
11	424,700	293,500	252,500	207,300	171,400
12	432,600	301,400	261,300	215,200	178,000
13	439,800	311,100	270,000	223,100	184,500
14	445,400	320,900	278,300	231,100	190,600
15	450,200	330,700	286,300	239,000	196,700
16	455,000	340,500	294,100	246,800	202,400
17		350,300	301,700	254,100	207,900
18		360,100	309,200	261,300	213,400
19		370,000	316,300	268,400	218,300
20		379,900	323,200	275,300	223,300
21		388,600	330,000	282,200	228,000
22		394,300	336,700	289,000	232,600
23		399,900	342,700	295,700	237,100
24		405,500	348,600	302,300	241,300
25		411,000	354,100	308,900	245,200
26		416,100	359,100	315,200	249,000
27		420,400	364,100	321,500	251,900
28		424,700	367,600	327,300	254,800
29				333,000	
30				338,000	
31				342,900	
32				347,600	
33				350,900	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表（第六条関係）

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 108,600	円 93,600	円 —
2	—	—	114,300	97,100	85,200
3	—	—	121,200	101,400	87,800
4	243,300	175,000	128,100	106,000	90,600
5	253,100	183,400	135,100	110,800	93,600
6	263,000	191,800	142,000	116,900	97,000
7	273,200	200,200	149,100	123,200	101,000
8	283,500	208,600	156,100	129,700	105,200
9	294,300	216,900	163,400	136,200	108,700
10	305,200	225,200	170,500	142,800	112,000
11	316,200	233,500	177,700	149,300	115,000
12	327,200	241,600	184,800	155,700	117,900
13	338,100	249,600	191,900	162,100	120,800
14	349,000	256,800	198,600	168,400	123,200
15	359,800	263,900	205,200	174,300	125,600
16	370,400	270,700	211,700	179,500	127,900
17	381,000	276,700	217,600	184,400	129,600
18	391,600	282,200	223,500	189,400	
19	402,200	287,700	229,300	194,100	
20	412,600	293,200	235,100	198,900	
21	421,500	298,600	240,900	203,600	
22	428,300	304,000	246,600	207,800	
23	434,100	308,900	252,400	211,200	
24	439,100	313,700	256,900	214,600	
25	444,100	318,100	261,300	217,300	
26	448,300	322,400	264,500	219,800	
27		325,900	267,700		
28			270,900		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（-）

職務の 等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 307,100	円 235,900	円 —	円 141,200
2	317,200	246,200	205,800	149,600
3	327,200	256,500	215,800	158,000
4	337,200	266,700	225,800	166,600
5	347,100	276,800	235,900	176,400
6	356,700	286,900	246,100	186,200
7	366,200	297,000	256,300	196,000
8	375,200	307,100	266,400	205,800
9	384,300	317,200	276,400	215,600
10	393,400	327,200	286,400	225,200
11	402,500	337,200	296,400	234,700
12	411,500	346,500	304,900	242,600
13	420,600	355,600	313,300	250,300
14	429,600	364,600	321,200	257,800
15	437,600	373,500	329,100	265,300
16	445,300	382,300	337,000	272,700
17	452,200	390,500	344,700	280,100
18	457,900	398,800	352,400	287,400
19	462,700	407,000	359,900	294,000
20	467,500	413,400	365,900	298,400
21		419,700	371,800	302,700
22		424,000	377,200	305,800
23		428,300	380,900	
24			384,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

号	職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		295,900	243,200	217,000	184,700	136,800	107,300	93,900	—
2		306,800	253,400	225,100	192,500	143,300	112,300	97,800	87,800
3		317,700	263,600	233,300	200,400	149,900	118,200	101,800	90,700
4		328,700	273,800	241,700	208,300	156,500	124,200	106,100	93,700
5		339,700	284,100	250,200	216,200	163,100	130,100	111,100	97,300
6		350,800	294,400	258,700	224,000	169,800	136,000	116,800	100,900
7		361,800	304,500	267,200	231,900	176,500	142,000	122,600	104,700
8		372,700	314,500	275,600	239,800	183,500	148,000	127,800	108,200
9		383,600	324,300	283,900	247,700	190,500	153,900	132,400	111,300
10		394,500	333,600	292,200	255,600	197,500	159,700	137,000	114,200
11		401,000	342,700	300,500	263,600	204,300	165,500	141,400	116,700
12		406,700	350,700	308,300	271,200	210,800	170,700	145,400	119,200
13		412,300	356,900	316,000	278,300	217,300	175,800	149,300	120,800
14		417,500	363,000	322,200	285,100	223,700	180,900	153,000	
15		422,700	369,100	328,000	290,700	230,000	185,900	156,500	
16		427,200	373,400	331,900	296,100	236,000	190,800	160,100	
17				335,700	301,000	241,900	195,200	162,800	
18					305,700	247,500	199,400	165,500	
19					309,300	251,700	203,600	168,000	
20					312,900	255,200	207,400	170,000	
21						258,600	210,400		
22						261,100	212,700		
23						263,600	215,000		
24						266,000	217,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(㊦)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 212,700	円 166,100	円 142,200	円 105,800	円 92,200
2	220,200	172,400	147,800	110,700	95,500
3	227,900	178,900	153,700	115,700	98,900
4	235,600	185,400	159,600	121,000	102,400
5	243,700	192,000	165,600	126,300	105,800
6	251,900	198,800	171,600	131,600	110,700
7	260,200	205,600	177,600	136,800	115,600
8	268,300	212,300	183,500	142,000	120,800
9	276,500	218,800	189,400	147,100	126,100
10	284,600	225,300	195,300	152,200	131,200
11	292,700	231,800	201,200	157,300	136,200
12	300,700	238,200	207,100	162,300	141,200
13	308,600	244,600	213,000	167,300	145,900
14	316,100	251,000	218,800	172,100	150,600
15	323,600	257,400	224,700	176,900	155,200
16	330,600	263,800	230,400	181,700	159,700
17	337,400	270,200	236,100	186,500	164,100
18	343,700	276,500	241,700	191,100	168,400
19	349,500	282,900	247,300	195,700	172,700
20	353,300	289,000	252,600	200,200	176,900
21	357,000	294,400	257,900	204,700	181,100
22	360,700	298,500	263,100	209,100	185,200
23		302,500	267,300	213,600	189,100
24		306,500	271,200	218,100	192,300
25		309,700	275,000	222,500	195,500
26		312,900	278,000	227,000	198,500
27		315,600	281,000	231,000	201,400
28			283,500	234,900	204,300
29				238,500	206,500
30				240,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸 給 月 額
1	412,000
2	454,000
3	506,000
4	559,000
5	603,000
6	649,000
7	705,000
8	760,000
9	814,000
10	867,000
11	918,000
12	938,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改

正後の法」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)

3 昭和五十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に推算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたも

のとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和五十八年八月五日付けの給与についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当

の額を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給日を基準日から一月以内で人事院規則で定める日とすることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「九十二万円」を「九十三万八千円」に改め、同条第三項中「百十三万円」を「百十五万二千円」に、「五十九万円」を「六十万三千円」に改める。

第四条第二項中「二万二千三百円」を「二万二千七百円」に、「三万九千二百円」を「四万円」に改める。

第九条中「二万二千三百円」を「二万二千七百円」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務

副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、第三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十七号)による改正前の第三条及び別表第一の規定による額とする。

別表第一の俸給月額の欄中「一、五五〇、〇〇円」を「一、五八〇、〇〇円」に、「一、一三〇、〇〇円」を「一、一五二、〇〇円」に、「一、〇八〇、〇〇円」を「一、一〇一、〇〇円」に、「九二〇、〇〇円」を「九三八、〇〇円」に、「九一〇、〇〇円」を「九二八、〇〇円」に、「九〇〇、〇〇円」を「九一八、〇〇円」に、「七九八、〇〇円」を「八一四、〇〇円」に改める。

別表第二の俸給月額の欄中「一、〇八〇、〇〇円」を「一、一〇一、〇〇円」に、「九一〇、〇〇円」を「九二八、〇〇円」に、「九〇〇、〇〇円」を「九一八、〇〇円」に、「七九八、〇〇円」を「八一四、〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「三六四、五〇〇円」を「三七一、八〇〇円」に、「三三三、五〇〇円」を「三四〇、二〇〇円」に、「三〇一、〇〇〇円」を「三〇八、〇〇〇円」に、「二七〇、五〇〇円」を「二七五、九〇〇円」に、「二四一、〇〇〇円」を「二四八、〇〇〇円」に改める。

別表第三の俸給月額の欄中「三六四、五〇〇円」を「三七一、八〇〇円」に、「三三三、五〇〇円」を「三四〇、二〇〇円」に、「三〇一、〇〇〇円」を「三〇八、〇〇〇円」に、「二七〇、五〇〇円」を「二七五、九〇〇円」に、「二四一、〇〇〇円」を「二四八、〇〇〇円」に改める。

円を「二四六、八〇〇円」に、「二二五、五〇〇円」を「二二〇、〇〇〇円」に、「一九四、五〇〇円」を「一九八、六〇〇円」に、「二七八、五〇〇円」を「二八二、二〇〇円」に改める。

第二条 国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和五十七年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「九十二万円」を「九十二万八千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

2 改正後の特別職の職員の給与に関する法律又は国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定を適用する場合には、改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

4 総理府設置法の一部を改正する等の法律(昭和五十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五条中特別職の職員の給与に関する法律第三条第二項の改正規定の次に次のように加える。

附則第四項中、「内閣官房副長官及び総理府総務副長官」を「及び内閣官房副長官」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「五千六百四十円」を「五千九百三十円」に改める。

第二十五条第二項中「五万六千九百円」を「五万七千九百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号 俸	指 定 職	職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	
1	円 412,000	1	円 332,700	円 258,300	円 —	円 163,200
2	454,000	2	346,800	269,100	229,900	170,500
3	506,000	3	360,800	280,000	238,700	177,900
4	559,000	4	374,800	290,900	247,700	185,700
5	603,000	5	388,800	302,000	256,700	195,100
6	649,000	6	402,800	313,200	265,900	203,200
7	705,000	7	416,700	324,400	275,200	211,600
8	760,000	8	430,500	335,300	284,600	220,000
9	814,000	9	444,300	346,200	294,000	228,400
10	867,000	10	457,800	356,800	303,200	236,800
11	918,000	11	468,200	367,000	312,400	245,200
		12	475,000	377,000	321,500	253,700
		13	481,700	385,800	330,600	262,400
		14	487,900	392,700	339,200	271,100
		15	493,200	399,400	347,700	279,900
		16		404,100	354,500	288,800
		17			360,900	297,400
		18			365,200	305,300
		19			369,400	312,900
		20				319,100
		21				324,700
		22				328,700

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四号、第五号、第六号、第二十八号の三関係)

階級	陸海空	将	将	陸海空	将補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
1	412,000	360,600	313,000	269,800	233,700	224,100	188,700	155,000	156,200	148,600	142,600	142,600	142,600	127,100	120,700	111,600	106,800	98,000	94,000	
2	454,000	375,200	324,600	279,800	242,000	224,100	196,800	172,500	160,200	156,300	150,300	150,300	142,600	134,900	126,600	116,100	111,300			
3	506,000	389,700	336,200	290,000	251,300	232,300	205,000	180,100	164,100	164,100	158,100	158,100	142,600	142,600	134,100	120,700	115,800			
4	559,000	404,200	347,500	301,000	260,600	249,800	213,300	187,700	171,300	171,300	165,300	165,300	150,300	150,300	141,600	126,100	120,200			
5	603,000	418,700	358,700	312,400	269,800	249,800	221,600	195,300	178,500	178,500	172,500	172,500	158,100	158,100	149,000	132,700				
6	649,000	433,100	369,800	324,000	279,100	259,100	229,700	203,000	185,700	185,700	179,700	179,700	165,300	165,300	156,300	139,200				
7	705,000	447,500	380,900	335,600	288,500	268,300	237,800	210,700	192,800	192,800	186,800	186,800	172,500	172,500	163,000	145,600				
8	760,000	461,800	391,900	346,800	297,900	277,300	245,500	218,400	199,900	199,900	193,900	193,900	179,700	179,700	169,700	151,900				
9	814,000	475,800	402,900	358,000	307,600	286,300	253,200	225,900	207,000	206,900	200,900	200,900	186,800	186,800	176,400	156,800				
10	867,000	486,800	413,900	368,500	317,400	295,300	260,900	233,400	214,100	213,900	207,800	207,800	193,900	193,900	183,100					
11	918,000	493,800	424,900	378,900	327,100	304,200	268,600	240,700	221,000	220,700	214,600	214,600	200,900	200,900	189,800					
12		500,700	435,900	388,900	336,700	313,100	276,300	247,900	227,900	227,500	221,400	221,400	207,700	207,700	196,500					
13			448,200	397,700	346,300	321,800	284,000	255,200	234,600	234,100	228,000	227,900	214,500	214,500	202,900					
14			456,700	404,500	355,900	339,400	291,500	269,800	241,300	240,700	234,600	234,500	220,900	220,900	209,200					
15			462,900	411,200	365,200	339,900	298,800	269,800	241,100	241,100	234,100	234,100	227,200	227,200	214,500					
16			468,800	416,200	374,300	347,300	306,100	277,100	254,900	254,100	248,000	248,000	227,500	227,500	219,600					
17			474,400	421,200	383,100	353,600	312,900	284,200	261,900	261,100	254,900	254,900	233,500	233,500	224,600					
18				426,200	389,900	359,300	319,400	291,100	268,800	268,000	261,800	261,800	245,700	245,700	229,300					
19				431,200	396,600	364,400	325,800	298,000	275,700	274,900	268,700	268,700	251,600	251,600	234,000					
20				436,200	401,600	369,400	332,000	304,500	282,600	281,800	275,600	275,600	257,500	257,500						
21					406,600	374,400	337,700	310,700	289,400	288,600	282,400	282,400	263,300	263,300						
22					411,600	379,400	342,700	316,900	295,900	295,100	288,900	288,900	269,100	269,100						
23					384,400	347,700	347,700	323,000	302,100	301,300	295,100	294,900	274,900	274,900						
24						352,400	352,400	328,600	308,200	307,400	301,200	301,200	280,200	280,200						
25						357,100	357,100	333,600	314,300	313,500	307,300	307,300	285,100	285,100						
26						361,800	361,800	338,600	319,800	319,000	312,800	312,800	289,800	289,800						
27						348,000	348,000	348,000	329,800	329,000	322,500	322,500	307,000	307,000						
28						352,700	352,700	339,900	338,400	338,400	331,900	331,900								
29						343,100	343,100													
30																				
31																				

備考 この表の陸将、海将及び空将の()欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和五十八年十一月二十一日印刷

昭和五十八年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C